

別表1 軽度者の方が介護保険による福祉用具の貸与を利用できる「特定の心身の状態」

福祉用具名	特定の心身の状態 (以下のいずれかに該当する方)	「特定の心身の状態」に該当する基本調査の結果等 (以下のいずれかに該当する場合)
ア 車いす及び 車いす付属品	日常的に歩行が困難な方	歩行の基本調査項目において「できない」に該当する方
	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方	適切なケアマネジメントにより判断された方。(※)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	日常的に起き上がりが困難な方	起きあがりの基本調査項目において「できない」に該当する方
	日常的に寝返りが困難な方	寝返りの基本調査項目において「できない」に該当する方
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な方	寝返りの基本調査項目において「できない」に該当する方
エ 認知症老人徘徊 感知機器	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、移動において全介助を必要としない方	意思の伝達の基本調査項目において「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外に該当する方等（主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。）であって、移動の基本調査項目において「全介助」以外に該当する方
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	日常的に立ち上がりが困難な方	立ちあがりの基本調査項目において「できない」に該当する方
	移乗が一部介助又は全介助を必要とする方	移乗の基本調査項目において「一部介助」又は「全介助」に該当する方
	生活環境において段差の解消が必要と認められる方	適切なケアマネジメントにより、生活環境において段差の解消が必要であると判断された方。(※)
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	排便が全介助を必要とし、かつ移乗が全介助を必要とする者	排便の基本調査項目において「全介助」に該当する方であつ、移乗の基本調査項目において「全介助」に該当する方

(※) の項目以外は、直近の認定調査の結果によって判断します。